


所管部課	子育て支援部保育課	部長	吉沢 寿子		
件名	令和2年度東大和市借地を活用した認可保育所等設置支援事業補助金交付要綱について				
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要旨</p> <p>新たに認可保育所等を設置した事業者の負担の軽減を図るために、令和2年度東大和市借地を活用した認可保育所等設置支援事業補助金交付要綱を制定するものである。</p> <p>(1) 概要</p> <p>ア 対象施設 認可保育園、認定子ども園（幼稚園型を除く）、家庭的保育事業、小規模保育事業、認証保育所</p> <p>イ 補助交付額 補助基準額 5,000,000円/年 補助率 7/8（都3/4、市1/8、事業者1/8）</p> <p>ウ 補助対象期間 土地の貸借が開始してから60か月</p> <p>(2) 施行日 市長決裁日から施行し、令和2年4月1日から適用する。</p> <p>(3) 影響及び効果 新たに認可保育所等を設置した事業者の負担の軽減を図り、安定した保育運営に寄与するものである。</p>					
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>令和2年5月26日 東京都の借地を活用した認可保育所等設置支援事業補助要綱が改正された。</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>特になし</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議における報告後、速やかに起案の事務を進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。